

「情報公開文書」

課題名：日本人における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する重症化因子の探索 -多施設共同後ろ向き観察研究-

1. 研究の対象

- (1)2020年1月1日以降に COVID-19 と診断され、感染症法に基づき届け出し、共同研究機関に入院した日本人患者
- (2)2021年3月31日までに共同研究機関での COVID-19 の治療が完了し、退院、転院又は死亡退院した患者

2. 研究期間

研究期間：2021年3月（倫理委員会承認後）～2023年3月

登録期間：2021年4月（倫理委員会承認後）～2021年12月

3. 研究目的

日本人の COVID-19 患者における重症化因子を探索的に検討すること。

4. 研究方法

本研究は「後ろ向き観察研究」という、通常の診療で得られた過去のデータを使う研究で、本研究のために患者さんに検査などをお願いすることはありません。カルテなどから必要なデータをまとめ、COVID-19 における重症化因子を調べる研究を行います。

5. 研究に用いる情報の種類

情報

1) 患者背景

年齢、性別、身長、体重、血液型、喫煙状況、ワクチン接種歴、妊娠の有無、基礎疾患、常用薬、併用療法、身体所見〔体温、血圧、脈拍、呼吸数、酸素飽和度（SpO₂）等〕

2) 臨床検査

①血液学的検査

赤血球数、ヘモグロビン、ヘマトクリット、白血球数、血小板数 等

②血液生化学検査

AST, ALT, γ-GTP, LDH, ALP, 総ビリルビン, クレアチニン等

3) COVID-19 に関連した臨床情報

感染経路、診断方法、発症日、解熱日、入院日、退院日、転帰、退院先、症状、重症度、集中治療室での治療、治療薬、呼吸器ケアの種類、外科的治療、分娩、COVID-19に起因した合併症、診断日、完治日、後遺症等

6. 外部への情報の提供

本研究で用いる情報は、匿名化した（個人が特定されない）状態で本研究のデータを取りまとめるデータセンター（公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構 医療イノベーション推進センター）に提供しますので、患者さんのプライバシーは守られます。情報の提供は、特定の関係者以外がアクセスできない状態で行います。個人を特定する対応表は、下記 7 の各共同研究機関の研究責任者が保管・管理します。得られた臨床情報は上記 3 の研究目的に限定して使用いたします。

7. 研究組織

【共同研究機関およびその研究責任者】

別紙 1 参照

【共同研究者】

アステラス製薬株式会社

【業務委託先】

公益財団法人 神戸医療産業都市推進機構 医療イノベーション推進センター

8. 研究の資金源等、研究機関の研究に係る利益相反及び個人の収益等、研究者等の研究に係る利益相反に関する状況

本研究は、アステラス製薬株式会社からの研究資金提供により、共同臨床研究として実施する。本研究全体において生じる利益相反及び研究者個人の利益相反は、利益相反委員会に事前に申告し、審査結果に即して適切に管理・公表する。

9. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することができますのでお申出下さい。

また、情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としませんので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

住所：（住所）瀬戸市西追分町 160 番地

電話：（電話）0561-82-5101 （FAX）0561-82-9139

担当者：（研究責任者）感染症内科主任部長 武藤義和

研究統括者：一般社団法人日本感染症学会 四柳 宏（東京大学）

研究代表医師：一般社団法人日本感染症学会 臨床研究促進委員会副委員長 川上和義
(東北大学)

研究事務局：一般社団法人日本感染症学会内 Ad-hoc 委員会

虎の門病院 臨床感染症科 荒岡 秀樹

和歌山県立医科大学附属病院 感染制御部 小泉 祐介

東京医科大学病院 感染制御部・感染症科 中村 造

国立病院機構 京都医療センター 外科・感染制御部 畠 啓昭

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：「9. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

＜人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)＞

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合